○清須市裁判員候補者予定者選定規程

平成２２年１１月３０日

選挙管理委員会告示第５２号

（趣旨）

第１条　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成１６年法律第６３号。以下「法」という。）第２１条第１項（同法第２４条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、清須市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う裁判員候補者の予定者（以下「候補者予定者」という。）の選定に関しては、法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（選定に関する事務処理）

第２条　候補者予定者の選定に関する事務は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が処理する。

（候補者予定者の員数）

第３条　委員会が選定すべき候補者予定者の員数は、法第２０条の規定により名古屋地方裁判所から割り当てられた裁判員候補者の員数と同数とする。

（候補者予定者の選定）

第４条　候補者予定者の選定は、毎年９月２日の定時登録の選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２７条第１項の規定により選挙人名簿に同法第１１条第１項若しくは第２５２条又は政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第２８条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）の中から、くじにより前条に規定する委員会が選定すべき群別候補者予定者数の員数分を選定する。

２　前項のくじは、裁判員候補者予定者名簿を調整するために最高裁判所から貸与を受けたプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項において同じ。）を用いて行うものとする。この場合において、プログラムによるくじの作動は、委員長又は委員長が指定した者が行うものとする。

３　裁判員候補者予定者名簿の記載順は、プログラムにより選定された順とする。

（候補者予定者の補充）

第５条　前２条の規定は、法第２４条第１項の規定により名古屋地方裁判所から候補者予定者の補充に関する通知を受けた場合に準用する。この場合において、第３条中「第２０条」とあるのは「第２４条第１項」と、第４条第１項中「毎月９月２日の定時登録の選挙人名簿に」とあるのは「法第２４条第１項の規定による通知を受けたときの最新の選挙人名簿に」と読み替えるものとする。

２　前項の候補者予定者には、同一年度内の候補者予定者となった者を選定することはできない。

（選定録）

第６条　委員長は、選定録を作り、選定の顛末（てん）を記載し、これに署名するものとする。

２　選定録は、委員会において１年間保存するものとする。

３　選定録の様式は、別に定める。

（雑則）

第７条　この告示に定めるもののほか、候補者予定者の選定に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２２年１１月３０日から施行する。